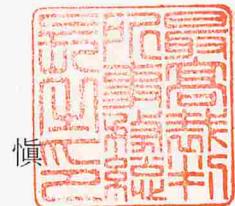


最高裁秘書第1604号

令和2年7月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 中 村

司法行政文書開示通知書

4月30日付け（5月7日受付、第020110号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所事件月表（令和2年3月分）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

# 1. 最高裁判所事件月表 (民事)

令和2年3月分

訟事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計		
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済	
総 数	[1]	260	247	255	[1] 762		241	184	[1] 345	[1] 770	1	746	661	693	2101	2040	1607	
民 事 総 数		229	206	217	- 652		207	176	282	665		644	540	589	1773	1740	1392	
特別上告(テ) うち少額異議		4	2	4	10		3	4	5	12		4	3	4	11	24	19	
(旧法) 上告(オ) (新法) (並行)		65	63	67	195		50	50	91	191		213	161	178	552	505	406	
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		(57)	(56)	(61)	(174)		(46)	(43)	(83)	(172)		(198)	(150)	(163)	(511)	(453)	(364)	
再審(訴訟)(ヤ)		81	79	82	242		61	61	116	238		282	209	238	729	641	503	
特別抗告(ク) (並行)		(57)	(56)	(61)	(174)		(48)	(42)	(83)	(173)		(199)	(152)	(165)	(516)	(453)	(362)	
許可抗告(許)		(1)	(3)		(4)		(3)	(1)	(1)	(5)		(1)	(4)	(2)	(7)	(8)	(7)	
再審(抗告)(ヤ)				1	1		1	1		2		1	3	2	6	6	2	
民 事 雜(マ)		44	40	44	128		66	43	64	173		34	49	50	133	364	361	
		(4)	(4)	(3)	(11)		(2)	(2)	(5)	(9)		(7)	(5)	(3)	(15)	(17)	(10)	
許可抗告(許)		11	3	9	23		4	3	6	13		7	5	4	16	20	15	
再審(抗告)(ヤ)		20	14	7	41		18	12		30		32	28	21	81	84	73	
行 政 総 数	[1]	31	41	38	[1] 110		34	8	[1] 63	[1] 105	1	102	121	104	328	300	215	
特別上告(行テ)																		
(旧法) 上告(行ツ) (新法) (並行)		9	8	9	26		10	2	28	40		30	35	28	93	102	80	
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		(9)	(5)	(8)	(22)		(8)	(2)	(23)	(33)		(26)	(17)	(24)	(67)	(72)	(66)	
再審(訴訟)(行ナ)		[1]	13	12	12	[1] 37		20	3	[1] 29	[1] 52	1	34	41	36	112	103	105
特別抗告(行ト) (並行)		(1)	(9)	(5)	(8)	(1) (22)		(8)	(2)	(1) (22)	(1) (32)	(1)	(26)	(18)	(25)	(70)	(72)	(64)
許可抗告(行フ)		(1)	(1)		(2)	(1) (3)		(2)		(1) (2)	(1) (4)	(1)	(2)	(1)	(1)	(5)	(7)	(7)
再審(抗告)(行ナ)				1	1									1	1	1	1	
行政 雜(行ニ)		6	5	6	17		3	3	5	11		6	5	4	15	33	25	
		(1)		(1)									(1)		(1)	(1)		
上告受理(受) (行ヒ)		2	7	5	14		1			1		31	29	28	88	44	4	
		1	8	5	14					1		1	10	7	18	16	1	

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和2.6.17訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段( )数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段( )数値は、係属事件の内で、当月受理決定された事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[ ]数値は、大法廷回付があつた事件で新受計・既済計に含まれない。

## 2. 最高裁判所事件月表(刑事)

令和2年3月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計					
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済				
	総 数		146	134	157	437		145	141	166	452		(64)	195	(58)	146	(64)	201	(186)	542	1185	1204
訴訟事件	総 数		66	59	68	193		49	53	72	174		(64)	153	(58)	129	(64)	153	(186)	435	513	533
	第一審判決に対するもの																					
	うち裁判員開き																					
	控訴審判決に対するもの		66	59	68	193		48	53	72	173		(64)	153	(58)	129	(64)	153	(186)	435	512	532
	うち裁判員開き		7	2	4	13		6	2	9	17		(15)	18	(18)	18	(18)	20	(51)	56	53	42
	非 常 上 告							1			1									1	1	
訴訟事件以外の事件	再審請求																					
	上告受理申立て			1		2	3					2	1	1	4		2	3	1	6	7	9
	法廷等の秩序維持に関する法廷に基づく特別抗告											2	2		1					1	6	5
	判決訂正申立て																					
	特別抗告申立て		43	37	40	120		41	39	48	128		29	8	17	54	29	7	297	292		
	医療観察再抗告		1	2	1	4		1	2		3		2	1	2	5	8	10				
	費用補償請求															1		1				
	上訴費用補償請求のあったもの																					
	刑事補償請求																					
	訴訟費用免除申立て			5	3	4	12		9	5	4	18		1	1	3	5	39	42			
	刑事雜		30	32	42	104		43	41	39	123		7	3	25	35	314	313				
	没収の裁判の取消し上告事件																					

### 3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計
民事上告	総 数		63	56	124	243
	判 決					
	決 定		62	56	124	242
	その他の		1			1
民事受理	総 数		81	64	145	290
	判 決		5	1	3	9
	決 定		74	62	140	276
	その他の		2	1	2	5
刑事上告	総 数		48	6	53	17
	判 決				1	1
	決 定		37	4	38	13
	その他の		11	2	15	4

(注1) 刑事に関する計上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表(刑事)中未済の( )数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和2年3月分

法廷別 受理事務 審理期間	総 数	受理年度別					審理期間別							
		2 年	元 年	30 年	29 年	28 年	27 年	2 月 以内	3 月 以内	6 月 以内	1 年 以内	2 年 以内	3 年 以内	5 年 以内
民事上告	総数	243	121	121	1			90	49	61	40	3		
	大法廷													
	第一小法廷	63	35	28				29	13	10	11			
	第二小法廷	56	27	29				22	6	17	10	1		
	第三小法廷	124	59	64	1			39	30	34	19	2		
民事受理	総数	290	119	167	4			87	53	90	51	8	1	
	大法廷													
	第一小法廷	81	33	46	2			29	13	20	16	3		
	第二小法廷	64	28	36				23	5	24	10	2		
	第三小法廷	145	58	85	2			35	35	46	25	3	1	
刑事上告	総数	173	108	63	2			71	59	40	1	2		
	うち裁判員闇与	17	8	8	1			4	7	5		1		
	大法廷													
	うち裁判員闇与													
	第一小法廷	48	34	14				20	21	7				
	うち裁判員闇与	6	4	2				3	1	2				
	第二小法廷	53	44	8	1			31	15	6		1		
	うち裁判員闇与	2	1		1				1			1		
	第三小法廷	72	30	41	1			20	23	27	1	1		
	うち裁判員闇与	9	3	6				1	5	3				